

# 事故報告取扱い等事務処理要領

## (目的)

第1条 この要領は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス事業者等の事故報告取扱い要領（平成26年4月1日適用）及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者及び指定障害児入所施設等の事故報告取扱い要領」（平成26年4月1日適用）に基づく県障害サービス課（以下、「当課」という。）への事故報告取扱いについての対応、事務処理手順について、基本的な事項を定める。

## (事故報告の種類及び受付)

第2条 当課への事故報告は、受付の方法、受付の窓口により次のとおり分類し、事務処理を行う。

- (1) 電話等による監査グループへの事故報告（事故の第一報）
- (2) 郵送（書面）による監査グループへの事故報告（事故報告書）
- (3) 電話及び郵送による施設指導グループへの事故報告（県立障害福祉施設事故報告）

## (事故の第一報への対応)

第3条 電話により事故の第一報の報告があった場合は、事故の概要について「第一報様式」（様式1）に沿って聞き取りを行い、後日、当課監査グループあてに「事故報告書」を郵送するよう依頼する。

- 2 市町村、当該利用者又は当該障害児の家族等への連絡その他必要な措置を講じていない場合は、速やかに措置を講じるよう指導をする。
- 3 聞き取りを行った事故の概要は、「第一報受付様式」（様式1）に入力し、監査グループ所定ファイルに保存するとともに書面により回覧又は写しを配布する。
- 4 聞き取りを行った結果、当課として何らかの対応を要すると見込まれる事案又は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）及び「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為に相当すると推察される事案の場合は、監査グループリーダー、障害サービス課長と協議の上、事故の状況確認と再発防止に向けた指導を行う。
- 5 前項による指導を行う場合は、「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）並びに「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）他による権限を行使することもできる。

## (事故報告書の事務処理)

第4条 郵送又は来課により提出があった「事故報告書」は、「事故報告書一覧表」（様式2）に事故の概要を入力した後、保管する。

- 2 受付した情報で緊急に対応を要する場合は、前条第4項に準じて処理する。

(県立障害福祉施設事故報告の事務処理)

- 第5条 県立施設（指定管理を含む）で発生した事故は、「県立障害福祉施設における利用者の事故等報告取り扱い要領」に基づき、施設指導グループで「事故の第一報」の報告及び「事故報告書」の提出を受付した後、「事故報告書」を監査グループへ引継ぎする。
- 2 「事故報告書一覧表」（様式2）に事故の概要を入力した後、保管する。

(事故報告書の回覧及び集計結果の報告)

- 第6条 事故報告書は、收受した月の月末で集計し、翌月に課内回覧する。
- 2 年度末に前項による集計結果を取りまとめ、障害サービス課長まで報告するとともに障害福祉施設・事業所団体説明会の資料とする。

(事故報告書の保存期間)

- 第7条 事故報告書は、ファイル基準表により保存期間は3年間とする。

(事故報告の消費者庁及び厚生労働省への通知)

- 第8条 第4条及び第5条に規定する事故報告書のうち、平成27年5月29日付事務連絡「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について（消費者庁消費者安全課、消費者庁消費者政策課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、厚生労働省老健局総務課連名通知）」に該当し、かつ県が所管する事業所・施設において発生した事故は、監査グループより消費者庁及び厚生労働省の関係課に通知することとする。

(その他)

- 第9条 その他必要な事項は、別途、定めることとする。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年9月17日から施行し、令和元年6月1日から適用する。